

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月3日（平成30年（行個）諮問第63号）

答申日：平成30年10月29日（平成30年度（行個）答申第125号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成29年特定月頃、特定労働基準監督署に賃金未払の件で申告した申告処理台帳一式。ただし、請求人が提出した資料は含む。（事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月14日付け東労発総個開第29-652号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

是正勧告書指導票に書いてあることが申告した内容でなく、又、是正報告にも別のことが書かれている。出頭はあるが回答なく、年月が過ぎ、監督官から強制力はないと説明されていたが、強制力のあることもできるはずの権力はあるにもかかわらず、特定事業場とお友達のようなかわりであったことがうかがえる。是正で支払いを促したそうだが、それについても強制力はないといわれた。いまだにのりりくらし、資料を出さない特定事業場を待っているといわれるが、このようなマスキングされた資料では、特定事業場と個人的に仲よくしている疑惑がおこる。時効をすべてかかるようにするつもりかと思う。開示請求しても1枚も特定事業場が提出した資料はない。

（2）意見書

（前略）

平成30年9月21日に頂いた文書で、理由に記載している不開示に関して、「独立行政法人等である特定事業所にかかる事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害する」と使用者の利益についてばかり言及していますが、正当な利益でない不払い賃金について平成29年特定月日に是正勧告されています。

私が、労働基準監督署に申告をしたのは労働環境の改善です。

監督官と話をする中で、強制力がないことや、時効があることを何度も説明されました。

同じことを、事業者は説明されているか、説明されていなくても周知されていることです。

(中略)

平成29年特定月の是正勧告について、特定事業場内で説明があっただけでなく、私に対しても前述のように説明はありません。労働基準監督署からもありません。また、その後に労働基準監督官と特定事業場で取り交わされた、是正報告書、経過報告なども提示されることもなく、労働環境が改善されませんでした。

(中略)

私が申告したことを、労働基準監督署が特定事業場にどのように指導し、改善計画を了承したのか私にわからなければ、申告したことで、労働環境改善を図られる方針、計画を確認することはできません。

(中略)

労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等にかかる情報が記載されていることにより、必要な資料が隠されるとありますが、違法なことをしている事業所は、二重に書類を作成し、ハラスメント的に労働者が証拠を残せないような仕組み、了承したという書面を取っています。監督業務として、労働者の出した証拠が、定期監督の追加確認事項や、臨検のチェック項目となる事案になっている現時点では、外部である労働基準監督署監督官より、事業所内で労働している労働者のほうが、事実と乖離している部分を指摘しやすいのは明らかです。

労働基準監督署監督官が、是正指導内容、確認事項をつまびらかにし、労働者と協力をしたほうが、違反の早期解決に近づくのではないのでしょうか。

犯罪予防のため、開示しないと書かれていますが、すでに犯罪が起きている認識はありませんか？

(中略)

今回の件に関しては、労働基準監督署、労働局と事業所の紙のやり取りだけで終わらせようとし、忖度し、隠ぺい、もみ消しをしています。

労働基準監督署の対応のなかでも、またこの諮問に関する文書でも主語が、事業所、厚生労働省では、労働者の労働環境改善を図るつもりがないと思われてもしょうがないと思います。

(中略)

働く人の安全、安心を阻害することを、総務省も加担することなく全部開示を指示していただくようお願いいたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年10月18日付け（同日受付）で、処分庁に対して法12条1項の規定に基づき、「私が特定年月に、特定労働基準監督署に賃金未払の件で申告した申告処理台帳一式。ただし、請求人が提出した資料は含む。（事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所）」に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、平成29年12月14日付け東労発総個開第29-652号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成30年1月5日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち、下記(3)ウに掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、請求者から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表2に掲げる文書1ないし6の文書である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に掲げる情報は、請求者の個人に関する情報ではなく、さらに請求者を識別することができる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

(ア) 担当官が作成又は収集した文書（文書3の②）

文書3は、労働基準監督官が事務処理のために作成又は収集した文書であるが、文書3の②の部分には、請求者個人を識別することができる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有

個人情報には該当しない。

(イ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書４の②）

文書４は、申告処理の過程で特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるが、文書４の②の部分には、請求者個人を識別することができる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（文書１）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に、「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」が記載されている。

文書１の申告処理台帳続紙（１頁ないし１０頁）の処理経過欄の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

文書１の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求者が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの

情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

文書1の①及び②は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに文書1の②は、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書（文書2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」、「別添」等が記載されている。

a 監督復命書の「参考事項・意見」欄

文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求者が知

り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。よって法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報が含まれている。労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたこれらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求者に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがあることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることと

なれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、文書2の②は、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であ

り、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 担当官が作成又は収集した文書（文書3）

文書3の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

加えて、文書3の①には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠ぺいされることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書4）

文書4の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼

関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠ぺいを行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

このほか、文書4の①には、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(オ) 相談票（文書5）

労働相談に係る文書は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際、その内容を記録するために作成される文書等であり、一般的には、「相談日」、「相談者氏名」、「住所」、「事業場名等」、「相談内容」、「処理状況・意見」等が記載されている。

本件に関しては、請求者及び特定事業場とのやり取りに関し、労働相談に係る文書として作成・保存しているものである。

文書5の不開示部分には、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、文書1の③については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

エ 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「是正勧告書指導票に書いてあることが申告した内容でなく、又、是正報告にも別のことが書かれている。出頭はあるが回答なく、年月が過ぎ、監督官から強制力はないと説明されていたが、強制力のあることも

できるはずの権力はあるにもかかわらず、特定事業場とお友達のようななかかわりであったことがうかがえる」等と主張しているが、上記イで述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法14条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、請求者の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記(3)ウで開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成30年4月3日付け厚生労働省発基0403第1号により諮問した平成30年(行個)諮問第63号に係る諮問書理由説明書について、諮問庁としては一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、下記のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

(1) 本件申告事案における被申告事業場(特定事業場)は、独立行政法人等に該当することから、不開示条項のうち、法14条3号イ及びロに該当するとしていた部分を同条7号ホに変更するとともに、文書5(相談票)の14頁及び15頁は、文書1(申告処理台帳及び申告処理台帳続紙)の一部であることが判明したことから、理由説明書の「(2) 諮問庁としての考え方」及び「(3) イ 不開示情報該当性について」の記述を以下のとおり修正する(下線部分が修正部分)。

「(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち下記(3)ウに掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ(削除)、5号並びに7号イ及びホに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

イ 不開示情報該当性について

(ア) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙(文書1)

(中略)

文書1の申告処理台帳及び申告処理台帳続紙(1頁ないし10頁、14頁及び15頁)の処理経過欄の記載(削除)のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対

する被申告事業場の見解，労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容，担当者の意見，処理方針等が記載されている。

文書1の②は，労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり，申告者である請求者が知り得る情報であるとは認められず，これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり，取引関係や人材確保の面等において，独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから，これらの情報は，法14条7号ホに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また，これらの情報には，法人に関する情報が含まれており，労働基準監督署の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたものであって，通例として開示しないこととされているものであることから，法14条3号ロに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。（削除）

（後略）

（イ）監督復命書（文書2）

（中略）

a 監督復命書の「参考事項・意見」欄

文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち，なお不開示部分とした部分には，臨検監督を実施したことにより判明した事実，指導内容，担当官の意見等，所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は，労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり，請求者が知り得る情報であるとは認められないことから，これらの記載が開示されることとなれば，事業場の信用を低下させ，取引関係や人材確保の面等において，独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。よって法14条7号ホに該当するため，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また，これらの情報には労働基準監督署の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供された情報が含まれている。労働基準法等には，労働基準監督官の臨検を拒み，妨げ，もしくは忌避し，その尋問に対して陳述せず，もしくは虚偽の陳述をし，帳簿書類の提出をせず，又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが，これらの規定は，刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり，直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また，労働基準監督官が，労働基準法等関係法令違反の事

案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

(削除)

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。 (削除)

このため、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたこれらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求者に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがあることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。 (削除)

(中略)

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条7号ホに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法14条7号ホに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書2の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。（削除）

（中略）

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条7号ホに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（後略）

（ウ）担当官が作成又は収集した文書（文書3）

文書3の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条7号ホに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。（削除）

（後略）

（エ）特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書4）

文書の4の①には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号ホに該当する。

（中略）

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条7号ホに該当することに加え、同条3号ロ、（削除）5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

（後略）

~~（オ）相談票（文書5）（削除）~~

労働相談に係る文書は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際、その内容を記録するために作成される文書等であり、一般的には、「相談日」、「相談者氏名」、「住所」、「事業場名等」、「相談内容」、「処理状況・意見」等が記載されている。(削除)

本件に関しては、請求者及び特定事業場とのやり取りに関し、労働相談に係る文書として作成・保存しているものである。(削除)

文書5の不開示部分には、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書きないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。(削除) 」

- (2) 文書3 (担当官が作成又は収集した文書) のうち、16頁ないし21頁、25頁及び26頁並びに文書4 (特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書) のうち、217頁ないし220頁、227頁、228頁及び268頁について、諮問庁としては、請求者を識別できる情報が含まれていないことから、請求者を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が、請求者を本人とする保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について説明する。

当該部分には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条7号ホに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠ぺいされることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては法違反の発見ができなくなるおそれがある。さらには、このような法違反が発見されない状況は事業者の法違反行為を惹起することとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、当該情報は、法1

4条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 上記(1)及び(2)により、理由説明書本文該当部分を修正したこと及び一部誤謬が判明したことに伴い、理由説明書の別表について、別添のとおり修正する(下線部分が修正部分)。

別表

文書番号	文書名	頁	不開示部分	法14条該当号
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1ないし10, <u>14</u> 及び <u>15</u>	① 1頁の「申告の内容」欄の不開示部分	5号及び7号イ
			② 2頁の「処理経過」欄17行目11文字目ないし最終文字, 3頁の「処理経過」欄1行目ないし3行目及び5行目ないし21行目, 4頁の「処理経過」欄1行目ないし最終行及び「備考」欄の不開示部分, 5頁の「処理経過」欄1行目ないし12行目及び24行目ないし26行目, 6頁の「処理経過」欄9行目ないし26行目, 7頁の「処理経過」欄1行目, 2行目, 5行目ないし7行目及び9行目ないし28行目, 9頁の「処理経過」欄1行目ないし4行目, 7行目ないし14行目及び16行目, 10頁の「処理経過」欄1行目ないし17行目並びに <u>14</u> 頁及び <u>15</u> 頁の不開示部分	2号, 5号並びに7号イ及び <u>ホ</u>
			③ 5頁の「処理経過」欄27行目及び10頁の「処理経過」欄18行目	新たに開示
2	監督復命書	23	① 23頁の「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄1行目26文字目ないし最終行, 「No.」欄1枠目ないし3枠目, 「違反法条	5号並びに7号イ及び <u>ホ</u>

			項・指導事項等」欄 1 枠目ないし 3 枠目及び「是正期日」欄 1 枠目ないし 3 枠目	
			② 2 3 頁の「面接者職氏名」欄	2 号
3	担当官が作成又は収集した文書	1 6 ないし 2 2 及び 2 4 ないし 2 6	① <u>2 2 頁及び 2 4 頁</u>	2 号, 5 号並びに 7 号イ及びホ
			② 1 6 頁ないし 2 1 頁, <u>2-4 頁の「是正確認」欄, (削除) 2 5 頁及び 2 6 頁</u>	保有個人情報非該当
4	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	2 7 ないし 3 2 7	① 1 7 5 頁ないし 2 0 0 頁及び 2 1 6 頁	2 号, 5 号並びに 7 号イ及びホ
			② 2 7 頁ないし 1 7 4 頁, 2 0 1 頁ないし 2 1 5 頁, 2 1 7 頁ないし 3 2 7 頁	保有個人情報非該当
5	相談票	1 1 ないし 1 3	なし	なし
6	請求者が提出した資料	3 2 8 ないし 7 0 3	なし	なし

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 3 0 年 4 月 3 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月 1 9 日 審議
- ④ 同年 9 月 6 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月 2 1 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年 1 0 月 4 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑦ 同月 2 5 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成 2 9 年特定月頃、特定労働基準監督署に賃金未払の件で申告した申告処理台帳一式。ただし、請求人が提出した資料は含む。（事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所）」に

記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、5号並びに7号イ及びホに該当するとして、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、下記の(1)及び(2)の文書に記録された情報については、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、別表1に掲げる当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分がその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 文書3（担当官が作成又は収集した文書）の②について

当該部分は、審査請求人からの申告を処理する過程で、労働基準監督官が取得又は作成した文書であり、当該文書の記載内容に加え、その取得の目的等を考慮すると、当該文書に記載された情報は、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

(2) 文書4（特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書）の②について

ア 通番1について

当該部分は、審査請求人からの申告を処理する過程で、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるが、審査請求人以外の第三者に関する情報が記載された文書であり、当該文書に記載された情報が、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

イ 通番2について

当該部分は、審査請求人からの申告を処理する過程で、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であり、当該文書の記載内容に加え、その取得の目的等を考慮すると、当該文書に記載された情報が、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2に掲げる文書1（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の不開示部分について

ア 文書1の①の不開示部分について

文書1の①の不開示部分には、当該申告事案について、労働基準監督署における処理方針等が記載されており、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1の②の不開示部分について

当該部分には、労働基準監督官と特定事業場の担当者との具体的なやり取りの内容や労働基準監督署における処理方針等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、5号及び7号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表2に掲げる文書2（監督復命書）の不開示部分について

ア 文書2の①の不開示部分について

(ア) 文書2の①の不開示部分のうち、「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の不開示部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、労働基準監督機関における申告処理に係る調査の手法・内容が明らかとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記(1)アと同様の理由により、法

14条7号イに該当し、同条5号及び7号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 文書2の①の不開示部分のうち、「No.」欄の不開示部分は、原処分において開示されている情報から推認できる情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号並びに7号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (ウ) 文書2の①の不開示部分のうち、「違反法条項・指導事項等」欄及び「是正期日」欄の不開示部分には、特定労働基準監督署が特定事業場に指導した違反条項及びその是正期日が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号ホに該当し、同条5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- イ 文書2の②の不開示部分について

当該部分には、面接者の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 別表2に掲げる文書3（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について

- ア 文書3の①の不開示部分について

- (ア) 文書3の①の不開示部分のうち、22頁は、審査請求人の勤務時間に関する情報であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の

個人に関する情報が記載されているとは認められない。また、下記（４）ア（ア）において開示すべきとする部分と同様の情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法１４条２号、５号並びに７号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）文書３の①の不開示部分のうち、２４頁には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことによる特定事業場への具体的な指導内容及び改善状況の報告期限等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（２）ア（ウ）と同様の理由により、法１４条７号ホに該当し、同条２号、５号及び７号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書３の②の不開示部分について

（ア）文書３の②の不開示部分のうち、１６頁ないし２０頁は、審査請求人の申告に基づき労働基準監督官が作成又は収集した文書であるが、特定事業場に勤務していた審査請求人が知り得る情報であると認められることから、上記ア（ア）と同様の理由により、法１４条２号、５号並びに７号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）その余の部分については、労働基準監督官が作成又は収集した文書であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、上記（２）ア（ウ）と同様の理由により、法１４条７号ホに該当し、同条２号、５号及び７号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（４）別表２に掲げる文書４（特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書）の不開示部分について

ア 文書４の①の不開示部分について

（ア）文書４の①の不開示部分のうち、１７５頁ないし２００頁は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であるが、提出されたことが審査請求人の申告内容から推認できる文書であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

また、審査請求人の勤務時間に関する情報であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。さらに、独立行政法人等である特定事業場に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、5号並びに7号イ及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (イ) 文書4の①の不開示部分のうち、216頁は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であり、この文書が特定事業場から提出されたこと自体が、審査請求人が知り得る情報ではなく、これを開示すると、特定事業場の事業主を始めとする各事業主が、労働基準監督官に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、5号及び7号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- イ 文書4の②の不開示部分（審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない部分を除く。）について

当該部分は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であり、この文書が特定事業場から提出されたこと自体が、審査請求人が知り得る情報ではないことから、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、5号及び7号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該

当しない，又は同条2号，5号並びに7号イ及びホに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表2の4欄に掲げる部分を除く部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は同条2号並びに7号イ及びホに該当すると認められるので，同条5号について判断するまでもなく，不開示とすることは妥当であるが，別表2の4欄に掲げる部分は，同条2号，5号並びに7号イ及びホのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分				2 保有個人情報該当性
文書番号	文書名	通番	該当部分	
文書 3 の②	担当官が作成又は収集した文書	－	16 頁ないし 21 頁, 25 頁及び 26 頁	該当する
文書 4 の②	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	1	27 頁ないし 174 頁, 201 頁ないし 215 頁, 221 頁ないし 226 頁, 229 頁ないし 267 頁及び 269 頁ないし 327 頁	該当しない
		2	217 頁ないし 220 頁, 227 頁, 228 頁及び 268 頁	該当する

別表 2

1 文書番号, 文書名及び頁			2 不開示部分	3 法 14 条該当号	4 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁			
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1 ないし 10, 14 及び 15	① 1 頁の「申告の内容」欄の不開示部分	5 号及び 7 号イ	なし
			② 2 頁の「処理経過」欄 17 行目 11 文字目ないし最終文字, 3 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 3 行目及び 5 行目ないし 21 行目, 4 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし最終行及び「備考」欄の不開示部分, 5 頁の「処理経過」欄 1 行目ないし 12 行目及び 24 行目ないし 26 行目, 6 頁の「処理経過」欄 9 行目な	2 号, 5 号並びに 7 号イ及びホ	なし

			いし26行目, 7頁の「処理経過」欄1行目, 2行目, 5行目ないし7行目及び9行目ないし28行目, 9頁の「処理経過」欄1行目ないし4行目, 7行目ないし14行目及び16行目, 10頁の「処理経過」欄1行目ないし17行目並びに14頁及び15頁の不開示部分		
			③5頁の「処理経過」欄27行目及び10頁の「処理経過」欄18行目	新たに開示	—
2	監督復命書	23	①23頁の「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄1行目26文字目ないし最終行, 「No.」欄1枠目ないし3枠目, 「違反法条項・指導事項等」欄1枠目ないし3枠目及び「是正期日」欄1枠目ないし3枠目	5号並びに7号イ及びホ	「No.」欄1枠目ないし3枠目
			②23頁の「面接者職氏名」欄	2号	なし
3	担当官が作成又は収集した文書	16ないし22及び24ないし26	①22頁及び24頁	2号, 5号並びに7号イ及びホ	22頁
			②16頁ないし21頁, 25頁及び26頁	2号, 5号並びに7号イ及びホ	16頁ないし20頁
4	特定事業場から労働基準監督署へ	27ないし327	①175頁ないし200頁及び216頁	2号, 5号並びに7号イ及びホ	175頁ないし200頁
			②27頁ないし174頁, 201頁ないし215頁,	保有個人情報非該当	なし

	提出された文書		221頁ないし226頁, 229頁ないし267頁及び 269頁ないし327頁		
			② 217頁ないし220 頁, 227頁, 228頁及 び268頁	2号, 5号 並びに7号 イ及びホ	なし
5	相談票	11ないし13	なし	—	—
6	審査請求人が提出した資料	328ないし703	なし	—	—

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが, 対象文書の1枚目ないし703枚目に1頁ないし703頁と付番したものを「頁」として記載している。